

保　守　契　約　書（案）

発注者 分任支出負担行為担当官 中部森林管理局伊那谷総合治山事業所長 中嶋 章と、
受注者 とは、下記の条項によりデジタル複写機
(関連装置を含む) (以下「複写機」という。)の保守ならびに複写機に必要なドラム及び消耗品(用
紙を除く。以下同じ。)の供給に関する契約を締結したのでその証として本書2通を作成し、双方記
名押印のうえ、各自1通を保有する。

記

- 1 機種名及び台数 別紙1のとおり
- 2 設置場所 別紙1のとおり
- 3 契約期間 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日
- 4 保守料金 別紙1のとおり

令和 年 月 日

発注者 長野県飯田市座光寺5152-1
分任支出負担行為担当官
中部森林管理局
伊那谷総合治山事業所長 中嶋 章

受注者

契 約 条 項

(契約の目的)

第1条 この契約は、受注者が常時正常な状態で稼働し得るように保守ならびに複写機に必要なドラム及び消耗品の円滑な供給を行い、発注者がこれに対して保守及び消耗品等料金を受注者に支払うことを目的とする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(契約対象物件)

第3条 契約対象物件及び設置場所は、別紙1のとおりとする。

(保守及び消耗品等料金)

第4条 保守及び消耗品等料金は、別紙1のとおりとする。

(保守及び消耗品等料金の請求)

第5条 受注者は、毎月末日において発注者の指定する職員の確認を受けて、複写枚数を算出し、保守及び消耗品等料金(含 消費税及び地方消費税額)を発注者に請求する。

(保守及び消耗品等料金の支払い)

第6条 発注者は、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に料金を支払わなければいけない。

(遅延利息)

第7条 受注者は発注者が約定期間に料金を支払わないときは、発注者に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じて「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号) 第8条の規定の利率により計算した額とする。

ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者は前項の規定に拘わらず遅延利息を支払うことを要せずその金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の場合において、支払い遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、又、遅延利息を支払日数に計算しない。

(複写機の保守)

第8条 受注者は複写機を常時正常な状態で稼働し得るように複写機の点検・調整を行わなければならない。

2 複写機が故障した場合は、すみやかに正常な状態に回復させなければならない。

3 受注者の作業の実施は、受注者所定の営業時間内に行う。

ただし、やむを得ざる事情により時間外に作業を実施した場合は、受注者は発注者に対して受注者所定の料金を請求することができる。

(ドラム及び消耗品の供給)

第9条 受注者は、複写機の点検又は発注者に通知に基づき、コピー質維持のため受注者が必要と認めたとき、ドラム及び必要な消耗品を取り替える。

2 受注者は、受注者の指定する者の巡回又は発注者の申し出によって消耗品の予備手持量の不足を知ったとき、発注者にこれを供給する。

(ドラム及び消耗品の所有権)

第10条 ドラム及び消耗品の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければならない。

(機密の保持)

第11条 受注者はこの契約の履行に当たって知り得た発注者の業務上の機密を外部へ漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

(保守及び消耗品等料金の改定)

第12条 法令の制定もしくは改廃又は、予期することができない理由に基づく経済情勢の激変等により、保守及び消耗品等料金が著しく不適当であると認められる場合は、発注者と受注者は協議して変更できるものとする。

(契約の解除)

第13条 発注者又は受注者は、原則として90日前に文書によって相手方に通知することによりこの契約を解約することができる。

- 2 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書によって相手方に通告し、この契約を解約することができる。

(ドラム及び消耗品の返還)

第14条 この契約が終了した場合、発注者はドラム及び消耗品をすみやかに受注者に返還しなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第15条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 受注者は、この契約に関し、次の各号に一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは、第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(その他)

第17条 発注者、受注者双方は、信義をもって誠実にこの契約を履行するものとするとし、この契約に定めのない事項については、必要に応じて双方協議のうえ決定するものとする。

契約対象物件及び設置場所及び保守料金明細表

機種	台数	設置場所	区分	料金		
				枚数範囲	単価	
富士フィルムビジ ネスイノベーション ジャパン	Apeos C4570PFS	1 台	長野県飯田市座光寺 5152-1 中部森林管理局伊那谷 総合治山事業所 2F 事務室	モノクロ	1枚～一律	
				カラー	1枚～一律	
富士フィルムビジ ネスイノベーション ジャパン	Apeos C2570PFS	1 台	長野県飯田市座光寺 5152-1 中部森林管理局伊那谷 総合治山事業所 2F 事務室	モノクロ	1枚～一律	
				カラー	1枚～一律	
計		2 台				